

## 教育バウチャーに関する検討状況について

教育バウチャーに関する研究会  
平成 18年 5月 18日

## 目次

1.主な論点及び意見	3
(1)はじめに	
(2)総括	
(3)主な論点及び意見	
論点1.諸外国とわが国の状況等の比較 整理	
論点2.バウチャーの趣旨 定義 形態	
論点3.基本的考え方の整理	
論点4.我が国におけるバウチャー制度導入の具体的課題	
2.諸外国におけるバウチャーについて	13
(1)アメリカの制度	
(2)イギリスの制度	
(3)ニュージーランドの制度	
(4)チリの制度	
3.イギリス、オランダ、スウェーデンにおける学校財政制度等についての調査報告 について	16
(1)イギリス、オランダ、スウェーデンにおける学校財政制度と学校の位置付け	
(2)公的資金の配分について	
ア.現行制度導入の背景 経緯	
イ.各国における教育予算の配分状況	
)イギリス	
)オランダ	
)スウェーデン	
別添資料 イギリス、オランダ、スウェーデンにおける学校財政制度と学校の位置づけ	

## 1. 主な論点及び意見

### (1) はじめに

我が国における教育バウチャー制度の導入の可能性等について研究・検討を行うため、平成17年10月に発足した「教育バウチャー研究会」において、これまでに計5回の研究会を開催し、研究・検討を行ってきた。

このたび、当研究会におけるこれまでの研究・検討の成果として、諸外国で実施された教育バウチャーの導入の背景から制度の効果・影響等について、主な論点及び意見としてとりまとめた。

その詳細については次頁以降のとおりであるが、当研究会においては、諸外国の調査がいまだ十分ではない部分もあることから、教育バウチャー制度について、我が国の社会の実態や関連の教育制度等を踏まえ、その意義・問題点の分析等様々な観点から、今後更に積極的な研究・検討を行い、今年度中に結論を得ることとする。

## (2) 総括

### 諸外国の事例調査

諸外国の教育バウチャー制度の様々な事例及び研究成果等については、文献調査や現地調査による実態調査を行った。

主な調査事項として、( )各国の実施状況、( )それぞれの導入の経緯及び運営状況、導入後の評価、( )教育行財政制度などについて調査を行った。

諸外国の教育バウチャー制度の調査では、それぞれの国の制度の導入背景が様々であり、教育バウチャー制度そのものの捉え方が一様ではないことが分かった。また、諸外国の中には、バウチャー制度を一度導入しながら、後に廃止した国もあるほか、導入後の効果の検証が必ずしも十分になされていない例も多かった。

さらに、アメリカ等における教育バウチャーは、国内の状況を踏まえつつ、学校評価、学校裁量の拡大、教員の質の向上等の様々な教育改革が進められる中の一つの試みとして実施された経緯があることが分かった。

諸外国の義務教育段階の教育行財政制度における公費配分のあり方についての調査では、ほとんどの国において、単に児童生徒数のみに基づいて配分を行っているのではなく、文化的・地理的な要素など様々な要素を考慮した配分を行っていることが報告された。

### 今後の検討の方向性

多様かつ公平な教育機会の提供、学校における教育指導や児童生徒の学習の改善充実を図るための教育の在り方を検討することは重要であるが、同時に、教育の機会均等・教育水準の確保を基本として教育全体の質の向上のための様々な教育改革の施策を推進することが重要である。

教育の質の向上のため、諸外国と同様、我が国においてもコミュニティ・スクールの普及などを通じた地域住民や保護者の学校運営の参画促進、地域の実情に応じた学校選択制導入の推進、学校評価や情報公開を通じた学校運営の改善、全国的な学力調査の実施に向けた教育改革のための取組を進めるなど、様々な施策が進められようとしている。

我が国においても様々な教育改革が進められている中で、教育バウチャー制度の導入がどのような意義 問題点を持つのか、さらに諸外国の事例調査を整理しつつ、我が国の社会の実態や関連の教育改革の方向性を踏まえた研究 検討を行うこととする。

### (3) 主な論点及び意見

#### 論点 1. 諸外国と我が国の状況等の比較 整理

##### 【主な論点】

諸外国においては、教育バウチャー制度そのものの捉え方が一様ではない上、その実施例も極めて少なく(米国ではミルウォーキー市、クリーブランド市など6地域のみ、英国では97年に保育バウチャーを廃止決定等)、教育上の成果についても十分に検証されていない。

イギリス、オランダにおける全児童生徒に対する公費配分は、過疎地、障害児に対する特別支援教育にかかる経費等の児童生徒数以外の要素も考慮されており、また、これらについて、当該国では、バウチャーであると捉えてはいない。

パブリックスクールに代表されるイギリスの私立学校には、国からの公費補助が無い。(ただし、国の定めた教育課程に従う必要もなく入学者も選抜できる。他方、国からの公費補助のある公営私立学校は、国の教育課程の下で教育を行う義務があり、学力により入学者を選抜することはできない。)

教育水準向上の成果は、諸外国における教育改革ための様々な施策を導入した成果であって、資金配分方法との因果関係については、さらなる検証を要する。

児童生徒数が決まった上で、標準法により必要な学級数 職員数を算出し、公費を配分している日本と同様、イギリスにおいても「学校単位」「教員単位」「LEA単位」の積算を行い、学校に公費を配分しているため、イギリスの公費配分方式をバウチャーとは整理できないのではないかと。

諸外国において、バウチャー制度の導入によって、障害者やマイノリティの子ども達等がどのような影響を受けたのか等について、整理する必要がある。

アメリカでは、特定層の一部に対して、一部地域において限定的にバウチャーを導入していることや、チリ、ニュージーランドの例では、ソーティング(階層化)がおこる可能性や、教育成果が向上したことについて、十分な検証がなされていないことなどから、我が国において、全児童生徒に対してバウチャー制度を導入する意義が明らかになっているとは言えないのではないかと。

教育行財政制度や歴史・文化・社会的背景等は、各国で大きく異なり、教育バウチャー導入の検討にあたっては、我が国独自の教育行財政制度の根幹にかかわる事柄であるため、我が国の背景等を踏まえた慎重な検討が必要である。

## <主な意見>

### 諸外国の状況

#### 【全体】

アメリカの経済的負担軽減等を目的した補助などの特定層を対象としたものと イギリス等における全児童生徒数を考慮した補助金配分という 2つの異なる側面からバウチャーの定義が論じられており、バウチャーの概念自体が曖昧で、その定義ははっきりしていない。

- ◆ 専門家の見解によると、チリ、ニュージーランドの例を参考にすると、全国的なバウチャーの導入によって、ソーティング (階層化) が起こる可能性があると考えられている。
- ◆ 諸外国の例からすると、全国的なバウチャーの導入によって、教育成果が向上したという十分な検証がされているとは言えない。

#### 【アメリカ】

- ◆ ごく一部の地域で教育バウチャーが導入されているが、導入した地域においては、低所得者と高所得者の間に極めて大きな格差が存在し、所得格差が教育格差につながっているという明確な問題意識が背景となり、格差是正目的のバウチャーを導入するに至った。
- ◆ アメリカで実施されているバウチャーは、低所得者等を救済する意味合いが強く、フリーマンの提唱していたような、全生徒を対象にしたバウチャーを通じて教育に競争原理を持ち込むなどといったものとは性格が異なり、格差是正目的のものである。
- ◆ 宗教系の学校に補助をしてはならないという憲法上の制約を回避するための一つの手段として、バウチャーを導入したという経緯もある。
- ◆ アメリカにおいても結局、バウチャーの全国的な導入には至っていない。これは、政教分離に違反するのではないかという議論もあり、中には地方裁において違憲判決もあった。
- ◆ バウチャーの考え方が提唱されたとされるアメリカですら、バウチャーの効果については、賛否両論様々である。

#### 【イギリス】

- ◆ 歴史的に教会のイニシアチブに設置が由来され、公費によって維持されている「公営私立学校」も、現状に着目すれば公立学校と考えた方がよい。
- ◆ イギリス、は教会との関係から、公営私立の学校に公的資金を配分してきたという歴史的背景があるが、私立との競争などを目的として導入したものではなく、これをもってバウチャーということはできないのではないかと。
- ◆ パブリックスクールに代表される私立学校には公費補助が無い代わりに、国の定めた教育課程に従う必要も無いし、入学者も選抜できることになっている。

- ◆ 児童生徒単価は積算の出発点であり、児童生徒数が減少したとしても、学校の運営に最低限必要な人件費や運営費を確保する必要があるため、さまざまな補正がなされた後、前年度の予算をベースに配分がされている。
- ◆ 児童生徒数が決まった上で、標準法により必要な学級数 職員数を算出し、公費を配分している日本と同様、イギリスにおいても「学校単位」「教員単位」「LEA 単位」の積算を行い、学校に公費を配分している。
- ◆ 教育水準向上の成果は、教育費の総額を増やした上で、全国テストや学校評価等の施策を導入した成果であって、資金配分方法との因果関係については、さらなる検証を要する。

#### 【オランダ】

宗教的自由に基づく学校選択を保障するという目的から、公営私立学校にも公的補助をしてきたという背景がある。

#### 【スウェーデン】

- ◆ 学校選択の方法は各コミュニティにより様々。ナッカ市のような児童生徒に応じて公費を配分し、その用途を完全に学校にゆだねているのは、290あるコミュニティのうち10コミュニティほどである(その他のコミュニティの実態の詳細は不明)。

#### 【チリ】

- ◆ 専門家の指摘によると、チリにおいては、バウチャー導入の結果、公立学校から私立学校に生徒が移行し、私立校に移行した子どもの学業成績の向上が一部みられたものの、ソーティング(階層化)による格差の拡大がみられたとの報告がなされている。

Hsieh, Chang-Tai and Miguel Urquiola, When Schools Compete, How Do They Compete? – An Assessment of Chile's School Voucher Program, 2003.

#### ・我が国との比較

- ◆ 我が国の教育行財政制度や文化・歴史・社会的背景等は、諸外国のものとは異なっている。諸外国においては、発券型のバウチャーもあれば、児童生徒数を考慮した公費配分を行う国もあり様々であるが、諸外国のバウチャー制度を機械的に導入することは適切ではなく、我が国においては、教育の機会均等・公平性・水準の確保を基本として、教育改革のための施策全体を進めることが重要であると考えられる。

## 論点2.バウチャーの趣旨・目的、定義 形態

### 【主な論点】

教育バウチャーの定義等については、諸外国においても我が国においても、論者によって一様ではない。

教育バウチャーの定義・形態は以下のように様々であるが、当研究会として、教育バウチャーをどのように整理すべきか。

- ・ 狭義のバウチャー(発券による給付)
- ・ 広義のバウチャー(個人を基準として支給される使途・譲渡制限のある補助金・給付金)
- ・ 経済的負担軽減等のための特定の目的のために実施されるバウチャー

競争原理の導入と学校選択の自由という導入目的の観点からバウチャーの定義を議論すべきではないか。

イギリス、オランダにおいては、児童生徒数に応じて学校に配分される公費配分制度があるが、これを教育バウチャーとは認識していない。また、児童生徒数以外の様々な要素を考慮している。その実態については、引き続き調査が必要である。

### <主な意見>

- ◆ 元々、フリードマンが提唱していたバウチャーも理念的で曖昧なところが多かった。
- ◆ バウチャーは教育政策全体のうちのごく一部の非常に狭い概念である。
- ◆ 特定の目的のために実施されるバウチャーと、そのような方式を一般にまで広げた(全国的に広げた)バウチャーを分けて考えた方がよい。
- ◆ 特定層に対するバウチャーと児童生徒の全体を対象とするバウチャーとを2つに分けて定義づけるのは、一つのことを部分的に見るか全体で見るとかという視点に過ぎないため、難しいのではないか。
- ◆ 仮にバウチャーを定義づけるとするのであれば、競争原理の導入と選択の自由という2つの観点を考慮することが重要。
- ◆ そもそもは一律に配分するのがバウチャーである。所得格差を考慮して一人当たりの金額が変化するようなものは、バウチャーと呼べるかどうかわからない。
- ◆ バウチャーはどこで、誰に対して実施するのかというコンテキストによって、かなり効果が変わってくる。
- ◆ バウチャーの額を上げ過ぎると、私立学校が授業料を引き上げるといったモラルハザードが生じるかもしれない。

### 論点3. 基本的考え方の整理

#### 【主な論点】

我が国における教育バウチャー導入の可否等の検討においては、教育の質向上、教育の機会均等・公平性・水準の確保の観点から、我が国全体の教育行財政制度を踏まえた議論を行う必要がある。

我が国の公立義務教育段階では、児童生徒数を基にして、学校運営に最低限必要な教職員等に係る経費を算出し、公費配分が行われているが、児童生徒数のみに応じて全国的に配分を行う教育バウチャーの導入が妥当かどうかは、我が国の教育行財政制度等を踏まえた慎重な検討が必要である。

バウチャーを導入した場合に想定される、学校の序列化や格差の拡大、全国的な学校選択の際に生じる風評の影響、通学の安全の問題、情報アクセスの格差の問題、中長期的な学校経営の安定性の問題等についても考慮しつつ、慎重に検討をする必要がある。

学校選択制の導入については、各地域の実情に応じて、各地域で決定すべきではないか。

諸外国における教育の質の向上のための施策はバウチャー以外の様々な取組の成果であり、教育バウチャー導入だけを取り出して効果を図るのは適当ではない。

#### <主な意見>

- ◆ 教育の機会均等・公平性・水準の確保を基本として、教育政策全体を進めることが重要である。バウチャーの議論は、教育制度の根幹に関わる問題であり、慎重に検討しなければならない。
- ◆ 教育の分野においても、消費者の選択の自由が最大限尊重されるべきであるが、義務教育の特殊性に対しては注意を払う必要がある。
- ◆ 我が国に全国的なバウチャーを導入するというのは、少々乱暴な話ではないか。チリやニュージーランドではソーティングが起こったという報告もあり、また、平均的な学力向上も認められなかったという報告もあったため、あまり望ましい結果にならない可能性がある。
- ◆ 義務教育のように、全ての人を受けなければならないような分野では、バウチャー導入の意義は少ないのではないか。職業訓練等、義務教育以外の対象者が不特定多数である分野であれば、バウチャーのメリットがあるかもしれない。
- ◆ 学校を選択できることは良いことだが、選択を強制することについては疑問がある。各地域の実情に応じて、地方が決定すべきではないか。
- ◆ 教育の質の向上のためには、学校評価や情報公開などバウチャー以外の様々な有効な手段が考えられる中で、バウチャーのみが、その効果を期待できる唯一の方法ではないのではないか。

## 論点4 . 我が国におけるバウチャー制度導入の具体的課題

### 【主な論点】

学習者にとっての多様な教育機会の選択肢拡大などの観点は重要であるが、同時に、教育の機会均等 教育水準の確保を基本として踏まえつつ、教育全体の質の向上のための様々な教育改革の施策を推進すること等が重要。

全国的な児童生徒数に応じて配分するバウチャーの導入は難しいが、諸外国のように経済的負担軽減策など特定目的のために配分するバウチャーを検討することが考えられるのではないかと。

各学校段階別における基本的な考え方の整理が必要。

就学前教育におけるバウチャー導入については、検討する余地があるのではないかと。

専門分野に特化した職業訓練等、個別分野については、バウチャー導入について検討することも考えられるのではないかと。

教育費を配分する国、地方公共団体の役割や私学制度の趣旨、その他様々な要素を踏まえつつ、公平なバウチャー価格を設定するのは、現実的には相当困難である。

教育バウチャーを導入した場合、各学校で児童生徒の増減などがあるたびに、教育費の過不足が生じ、計画的な整備ができなくなることから、財政上の無駄が生じて、大幅な財政負担増となるのではないかと。いずれにせよ、バウチャー導入に係るコストについては、さらに分析が必要。

### <主な意見>

諸外国の事例を参考に、現時点で、仮に当研究会として諸外国の教育バウチャーを大別すると、

A:教育利用券の発券によるバウチャー、

B:(発券を伴わない)全児童生徒数を考慮して公費配分を行うもの、

C 経済的負担軽減等のための特定の目的のためのバウチャー

など、3つの類型に分けて考えられる。

多様な教育の機会均等や学習者の選択肢拡大などの観点は重要であるが、同時に、教育の機会均等 教育水準の確保を基本として踏まえつつ、教育全体の質の向上のための様々な教育改革の施策を推進すること等が重要。

このような観点から、A及びBを導入した場合、導入に伴う負担増やその効果 意義が不明確であるが、Cの一部特定目的のためのバウチャーは検討に値するのではないかと。

- ◆ 幼稚園の現行制度の中であればバウチャーを検討することは考えられるのではないかと。
- ◆ 義務教育においては、教育の機会均等 公平性 水準の確保を基本として教育政策を進めることが重要であり、バウチャーを導入することが適切であるとは言えないのではないかと。職

業訓練等、義務教育以外の対象者が不特定多数である分野であれば、バウチャーのメリットがあるかもしれない(再掲)。

- ◆ 専門分野に特化した教育(音楽教育等)や職業訓練など、特定のものでは、バウチャーの導入を検討できるかもしれない。
- ◆ 競争ではなく、現在行われている経済的負担軽減の措置のように手当として教育バウチャーを検討することは意味があるのではないか。
- ◆ 高等教育段階においては、奨学制度などを含む多様なファンディングシステムについて検討の余地があるだろう。
- ◆ バウチャーを導入する際のコストを考えた場合、バウチャーの額や、整備のための諸経費のほか、スクールバスの運賃等の通学費に関しても考慮する必要があるため、非常に複雑である。
- ◆ 政策的な誘導の手段としてバウチャーを実施するのであれば、コストの半額以上の額のバウチャーを支給するなどしなければ効果は薄く、少額のバウチャーではあまり効果が無いかもしれない。
- ◆ 全国的にバウチャーを導入すると、国がいくら払うのか、地方がいくら払うのか、その割合はどのくらいか、地方差はどれくらい考慮するのか、など、相当考慮しなければならない事項があり、現実的には、公平なバウチャー価格を設定するのは不可能。

## 2. 諸外国のバウチャーに関する状況について

### (1) アメリカの制度

アメリカの教育バウチャー（制度名として「バウチャー」とは呼ばれていない）は、

低所得者対象

質の低い公立学校からの生徒の転校機会の提供

障害のある生徒対象

公立学校不足の地域の生徒が私立や学区外に通う際の学費補助

の4タイプに整理され、全国6地域で実施されているが、その評価は賛否両論様々である。

地域	開始	対象
ウィスコンシン州 ミレウォーキー市	1990-91 年度	低所得者
オハイオ州 クリーブランド市	1996-97 年度	低所得者
ワシントン D.C.	2004-05 年度	低所得者
フロリダ州	1999 年	質の低い公立校からの生徒の転校機会
	2000 年	障害のある児童 生徒
バーモント州	1869 年	非宗教系の私立学校、 学区外の公立学校
メイン州	1954 年	非宗教系の私立学校、 学区外の公立学校

### 制度の影響 評価

バウチャーの導入によって、学力が向上した<sup>1</sup>という報告や、学力向上は見られなかった、あるいは一部学力低下が見られた<sup>2</sup>、という報告が両方存在し、定まった結果は得られていない。また、親の満足度が上昇したとの報告がある一方で、バウチャーを受給できなかった親からの苦情が発生する<sup>3</sup>等の問題が生じたとの報告もされている。

1 Gardner, John, How School Choice Helps the Milwaukee Public School, American Education Reform Council January, 2002

2 Witte, John F., et al., The Milwaukee Parental Choice Program Private and Public Education I Wisconsin –Implications for the Choice Debate, 1995, Greene et al., Lessons From the Cleveland Scholarship Program, 1997

3 教育バウチャー制度に関する報告書、株 日本総合研究所, 2005

## (2)イギリスの制度

### 保育バウチャー (廃止)

義務教育就学前年の子ども(4歳児)を対象に、試験的に実施した制度。1996年4月に導入したが、1997年5月の総選挙にて、かねてから制度に反対していた労働党が政権を取り、直ちに廃止を決定(実際の廃止時期は1999年6月)。

施設間の競争激化と事務コストの増大が廃止理由。

The Secretary of State for Education and Employment and The Secretary of State for Social Security and Minister for Women by Command of Her Majesty,

Meeting the Childcare Challenge, 1998.

### 補助学籍制度 (Assisted Places Scheme) (廃止)

優秀だが経済的余裕のない家庭の子どもに対して、私立校の授業料を負担した制度。1981年に導入したが、導入当初から一貫して反対していた労働党が1997年に政権を取り、直ちに廃止。

一部の生徒に特権的な教育を与えるもので、社会的公正に反する(労働党の見解)とされたことが廃止理由。

## (3)ニュージーランドの制度

1989年、当時の労働党政権下において決定された「明日の学校」計画の下で、1991年に通学区を廃止し、私立校も含めた全国的な学校選択制を導入<sup>2</sup>。また、学校教育費のうち、運営費を生徒数に応じて配分する等、学校予算を生徒数にリンクさせる制度も併せて導入。

1: 学校への権限委譲等を推進する教育法の制定を中心とした教育システム全般にわたる改革に関する計画

2: 1975年の統合政策により、同国の私立校はほとんど準公立化されている。

### 制度の影響 評価

親の教育 所得レベル等から構成される社会経済状況指標(ニュージーランド教育省による。以下「SES」という)と人種構成により、学校を分類し分析を行ったところ、初期時点で、親の教育 所得レベル等が低く少数民族比率などが高かった学校と、親の教育 所得レベル等が高く少数民族比率などが低かった学校とで、生徒数、SES、学業成績等に関する格差が拡大した(初期条件の差が競争結果の差に直結した)と報告されている。

Ladd, Helen F. and Edward B., The Uneven Playing Field of School Choice: Evidence from New Zealand, 2001

#### (4)チリの制度

1981年、当時のピノチェト政権下において進められた民営化改革の一環として、在籍生徒数に生徒一人当たり支払額を乗じた額を公立学校、私立学校ともに同一方式で配分する全国的なバウチャープログラムを導入。

#### 制度の影響 評価

公立学校における成績優秀者が特に私立学校にシフトする傾向があり、この傾向は特に都市部において顕著であった（いわゆるソーティング（階層化）の結果）。このような地域格差は、都市部とそれ以外の地域における私立学校在籍者比率を拡大させており、公立学校における学業生成績の下降を招いている、という報告がされている<sup>1</sup>。また、バウチャープログラム導入の結果として、テストスコアなどで測られた平均的な教育成果が改善したとの結果は見いだせなかったとも報告されている<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> Hsieh, Chang-Tai and Miguel Urquiola, When Schools Compete, How Do They Compete? – An Assessment of Chile's School Voucher Program, 2003.

### 3. イギリス、オランダ、スウェーデンにおける学校財政制度等についての調査報告について

#### (1) イギリス、オランダ、スウェーデンにおける学校財政制度と学校の位置づけ

学校の種類は、設置 維持の観点から、

設置者及び維持者が政府である「公立」

宗教団体などの民間団体が設置者となり、政府が維持する「公営私立」

及び

設置者及び維持者が民間である「独立私立」

に大別

学校分類は、Eurydice *Private education in the EU* (2000) に基づく。

「公立」と「公営私立」は授業料を徴収せず（無償制）、学力テスト等による入学者選抜も実施していない。また、国の定めた教育課程基準も守らなければならない。

例えばイギリスにおける公営私立には、宗教団体などの民間団体により設置 所有される有志団体立学校及び地方教育当局から独立して学校設置団体により設置 所有される地方補助学校があり、公費補助により維持されている。

#### (2) 公的資金の配分について

現行制度導入の背景 経緯

##### イギリス

- ・1990年代からの予算及び人事に関する学校裁量及び親の学校選択の拡大。
- ・近年の学校予算の公正性、安定性及び透明性向上の要請。

##### オランダ

- ・キリスト教系学校（公営私立）への国庫補助を可能にする「教育の自由の保障」（1917年憲法改正）による、公立と公営私立への補助金の平等化。

##### スウェーデン

- ・1990年代の地方分権化による地方の財政権限拡大。
- ・穏健党政権による公共サービスの選択自由化の理念に基づく学校選択の拡大、公営私立への公的補助金導入。（ただし、選択拡大策の採用は地方の判断）

## 各国における教育予算の配分状況

### イギリス

#### **国から地方への配分」配分方式、算定要素等**

教育技能省が、地方教育当局を通じて「公立」及び「公営私立」へ間接的な補助金を支出（地方交付金）。2006年から学校教育費は交付金から特定補助金に。  
公的補助の算定は、児童生徒数と年齢を基本とし、これに児童生徒の社会経済的背景、追加的教育支援ニーズ、過疎地調整（初等教育のみ）等の補正要素が加味される。

ただし、児童生徒基本単価が一律に決まっているわけではない。例えば、地域特性等の補助金が決定された後に算出される点が問題とされている。

CIPFA, An Introductory Guide to Education Finance in England 2005.

2005年度の地方教育当局（LEA）毎の児童生徒単価は2936ポンドから5181ポンドまで様々。

基本となる金額に、LEA毎に異なる複雑な係数を次々と掛け合わせ、最終的には前年度ベースに一定率を上乗せ「子ども一人当たり単価」は、実際のLEAや学校における積算と関係が無く、その合理性、客観性が常に議論の対象になっている。

2006年度の「全額国庫負担」の導入に際しては、全国的な児童生徒単価を使用せず、前年度実績をベースに配分。

2005年度の教育費の積算（LEAごとに以下の流れで算出）

**ア.就学前**

{(「児童単価」(£2892)×児童数)+(「追加教育経費」(単価£1450)×係数×児童数)}  
× 教員確保困難係数」(1~1.5)×総額調整

**イ.小学校**

{(「児童単価」(£2266)×児童数)+(「追加教育経費」(単価£1450)×係数×児童数)+  
(「密度補正経費」(£187)×児童数×係数)}× 教員確保困難係数」(1~1.5)×総額調整

**ウ.中学校**

{(「生徒単価」(£2968)×生徒数)+(「追加教育経費」(単価£1450)×係数×児童数)}  
× 教員確保困難係数」(1~1.5)×総額調整

**エ.高コスト児童生徒**

(単価」(£8168)×対象児童生徒数) × 教員確保困難係数」(1~1.5)×総額調整

追加教育経費」の係数は、「生活保護 失業手当を受ける家族の児童生徒」「扶養家族税額  
控除を受ける家族の児童生徒」「英語を母国語としない児童」「特定人種の生徒」等で算出

密度補正」の係数は、小学校のみ1991年の国政調査に基づいた指数を使用

4つの段階を合計して総額を算出し、それを児童生徒数で除した学を算出

(1)一人あたり対前年度比が5.5~8.75%の範囲に収まる場合、その合計額を使用

(2)一人あたり対前年度比が5.5~8.75%の範囲に収まるように総額を調整

(最終的なLEAごとの児童生徒単価は、全国平均£3327に対して、£2936~£5181ま  
で様々)

**2006年度の「義務教育特定負担金」の地方への配分【概要】**

教育技能省が、以下の手順で、149 の地方教育当局 (LEA) ごとに配分額を算出。

**前年度の各 LEA の子ども一人単価を算出 【全国平均 £ 3411】**

$$\begin{aligned} & \text{2005 年度予算額} \text{ (総額 £ 251 億)} \div \text{2005 年度子ども数} \text{ (総数 736 万人)} \\ & = \text{(A) 2005 年度子ども一人単価} \end{aligned}$$

**子ども当たり上乗せにより基本配分額を算出 【総額 £ 262 億】**

$$\begin{aligned} & \text{(A) + 最小上乗せ (ロンドン 5.1%、その他 5.0% )} \\ & \times \text{2006 年度子ども数} \text{ (総数 732 万人)} = \text{(B) 2006 年度基本配分額} \end{aligned}$$

**政策増を加えた配分額を算出 【総額 £ 266 億】**

$$\begin{aligned} & \text{(B) + 政策増 (LEA により異なる)} \text{ (総額 £ 4 億)} \\ & = \text{(C) 2006 年度配分額 (政策増後)} \end{aligned}$$

**前年度予算が国の積算を下回る LEA に上乗せをした配分額を算出 【総額 £ 267 億】**

**2005 年度予算額が国の積算額を下回った LEA 【4 の LEA】**

$$\begin{aligned} & \text{(C) + 1/4 (2005 年度国の積算額 - 2005 年度予算額)} \\ & = \text{(D) 2006 年度配分額 (下限調整前)} \end{aligned}$$

**それ以外の LEA 【05 の LEA】**

$$\text{(C) = (D) 2006 年度配分額 (下限調整前)}$$

**最終配分額を決定 【総額 £ 267 億】**

**) 2006 年度配分額 (D) が 2005 年度予算額より 4%以上多い LEA 【全 149 の LEA】**

$$\text{(D) 2006 年度配分額 (下限調整前)} = \text{(F) 2006 年度最終配分額}$$

**) それ以外の LEA 【該当なし】**

$$\text{2005 年度予算額} + \text{4%の上乗せ} = \text{(F) 2006 年度最終配分額}$$

### **地方から学校への配分」配分方式、算定要素等**

国の算定を参考に、学校の特性により所管の学校の予算を決定。  
教育技能大臣が学校予算の最低水準を定めていたが（前年度比で～%増」といった形）必ずしもそのとおり配分されなかったため、2006年から学校教育費は交付金から特定補助金に移行。（図表2参照）  
多くの特定補助金は学校を単位に交付し、教員確保のための補助金は、教員を単位に交付する等、イギリスにおいても、「学校単位」「教員単位」の積算は数多く存在。

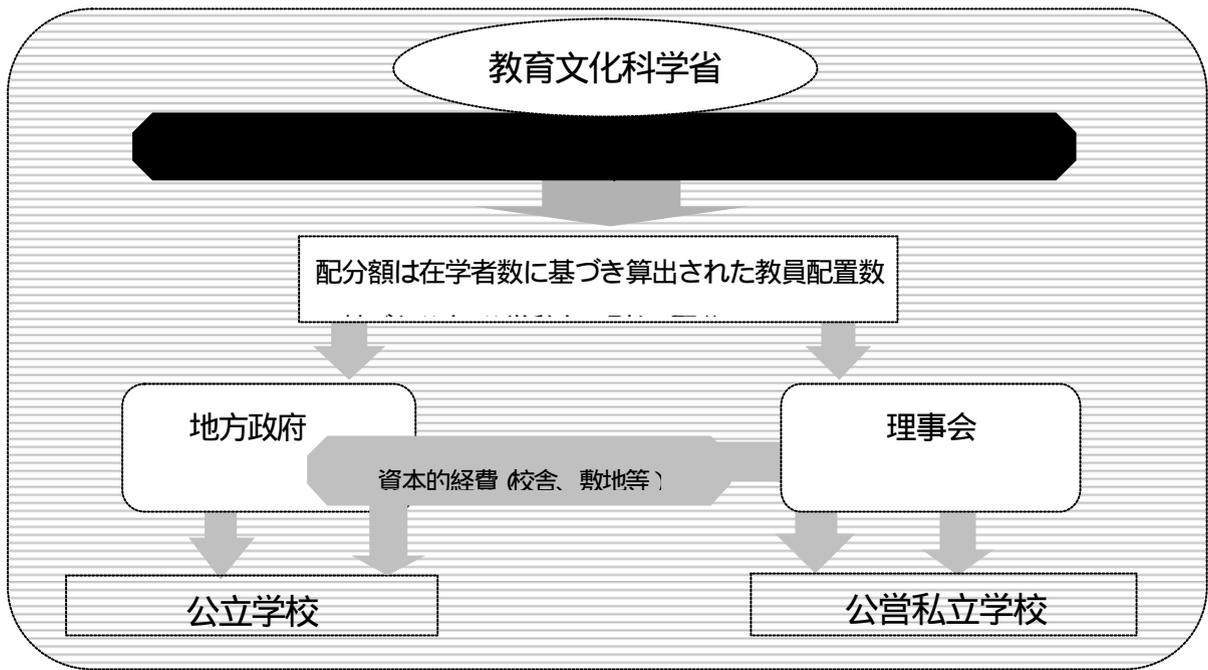
## **オランダ**

### **国から地方への配分」配分方式、算定要素等**

中等学校の経常費の算定方法は、「人件費」と「物件費」（清掃費、光熱費、施設設備費等。初等教育は教材費含む。）に分けて1校あたりの費用を算出（図表1参照）。公立・公営私立校の校舎及び敷地等資本的経費の用意は地方（市町村）の負担。  
人件費は校長等管理職、一般教員、補助教員、特別支援教育担当など職種毎に在学者数に応じた配置数が定められ、これに一人当たり人件費（平均給与額相当）を積算し、職種別の人件費を合算して算出（図表2参照）。  
家庭環境（親の教育レベル及び文化的バックグラウンド）に応じて、児童生徒1名に対する係数が人件費算定の際に加算され、移民等の家庭出身者（オランダ語を母語としない）である児童生徒については多くの教育費が支給される。  
公立校の場合は、地方政府（市町村）、公営私立校の場合は学校の理事会に対して配分。中等学校では、各学校に対して補助金を一括配分し、その配分額の中で各学校独自の裁量により人件費やコンピューターの購入などの用途を決定する一括配分方式を1997年から導入。初等学校は2006年8月から完全導入予定（既に一部の初等学校には導入済み）。

### **地方から学校への配分」配分方式、算定要素等**

各学校への市当局からの公的資金の配分額は、毎年10月1日に各学校の在学者が確定し、ここから算定された教職員数に基づき算出。  
転校や年度途中からの入学で在学者数が大きく増えることもあり、この場合年度途中（1回のみ）で教員を増やすための公的資金の配分も認められている。



図表1 オランダにおける教育予算の配分方法 (中等教育の場合)

在学者数1,000名，うち障害を持つ生徒が50名の大学予科学校 (普通教育プログラム) 1校に対する公財政支出学校教育費中の人件費の算出方法は次のとおり。

1. 教職員配置数を職種毎に算出

	生徒数		定数		教職員配置数
管理運営担当者 (校長, 教頭等)	1000	÷	169.12	=	5.9129..
一般教員	(1000-50)	÷	20	=	47.5
特別支援担当教員	50	÷	8.87	=	5.6369..
補助員	1000	÷	104.38	=	9.5803..

教育文化科学省が設定 (教職員1名当たりの児童生徒数)

2. 職種毎に人件費を算出し、合計して人件費総額を決定

	教職員配置数		1人当たり人件費		職種別人件費
管理運営担当者 (校長, 教頭等)	5.9129..	×	81,084	=	479,446.5468
一般教員	(47.5 + 2.55)	×	65,336	=	3,103,460.0000
特別支援担当教員	5.6369..	×	65,336	=	368,297.6325
補助員	9.5803..	×	35,619	=	341,243.5332
					<b>当該校1校当たり人件費総額</b>
					4,292,447.71 €

教育文化科学省が設定 (各職種の平均給与相当)

最低必置数。他の職種についても設定されているが、一般教員については人件費算定時に加算

《補足》  
人件費とは別に算出された維持費 (光熱水道費, 清掃費, 備品・学習教材購入費等) と総人件費を合計して経常費を算出。

図表2 オランダの中等学校 (大学予科学校) の人件費算定方法

## スウェーデン

### 国から地方への配分」(配分方式、算定要素等)

各コミュニティの全収入に占める国庫負担は 15%程度。国庫負担のほとんど(3分の2。全収入の 10%)は交付金で、残り(全体の 4~5%)は使途指定の補助金。使途指定の補助金は教員の雇用や研修に充てられる。

### 地方から学校への配分」(配分方式、算定要素等)

初等中等教育は地方(コミュニティ)の所管であり、コミュニティの税収により維持。コミュニティから学校への公財政の配分の方式は、各コミュニティによって多様。

児童生徒一人当たりの経費を算出し、その経費に各学校の在学者を積算して配分する地方もある。ハンディがある子どもにはアシスタントがつく場合もあり、その経費も負担される。

人口の少ない地域は税収が少ないため、国が地方間の財政の均衡を図るために交付する平衡交付金(ロビンフット税)を受け、学校を維持している。

ナッカ市は、1992 年から子ども一人当たりにかかる総教育費を決め、それを人数に応じて機械的に配分し、その使途を完全に学校に任せるというシステムを採用している。同じようなシステムは、290 あるコミュニティのうち、ナッカ市のほか 10 程度しか採っていない。また、そのほとんどが、保守系(穏健党)が与党であったり、以前政権党だったコミュニティである。

辺境地の小規模な学校には子どもの数が少なくてもパソコンを整備したり、先生も配置するので児童生徒数一人当たりの経費は高額。校舎及びその他の施設 設備の提供は私立でもコミュニティの責任で実施(公立、私立とも借料を支払う)。